

環 技 審 第 1 3 号  
平成19年12月21日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会  
会長 長谷川 信夫



仙台松島道路4車線化事業環境影響評価準備書について (答申)

平成19年7月13日付け環政第93号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



(別紙)

仙台松島道路4車線化事業環境影響評価準備書に対する技術審査会答申

## 1 全般的事項

- (1) この準備書には、内容に不正確な記述や色彩の判別が困難な図が散見されるとともに、調査手法、調査結果等の記述内容に不明確な箇所があることから、評価書の作成に当たっては、これらを修正した上で、県民にとってわかりやすい図書とすること。
- (2) 事業の内容で具体的に決定されていない部分については、評価書において具体化の程度に応じてできる限り詳細に記述すること。  
なお、事業の具体化に当たっては、できる限り環境に配慮した計画にするとともに、計画の内容に応じて、事後調査を含めた適切な環境保全措置を実施すること。
- (3) 予測結果について、「影響は極めて小さい」という記述が頻繁に用いられているが、影響の程度が検出限界未満であることを示すなど、根拠を明示しながらより客観的な記述を行うとともに、明らかに影響が認められるものについては、その記述を改めること。

## 2 個別的事項

(大気質)

建設機械の稼働に関する粉じん発生量について、強風時の散水等の実施により実行可能な範囲で低減されているとしているが、強風時の散水等を実施しても最大で7t/km<sup>2</sup>/月程度と高い値が予測されていることから、防じんネットの設置等、他の環境保全措置も検討することにより、一層の低減に努めること。

さらに、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に関しても粉じん等の発生量の低減に配慮すること。

(騒音)

建設機械の稼働に関する騒音の発生について、仮囲いの設置により騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)に規定する基準値を下回ると予測しているが、同基準に規定する一日当たりの作業時間等が制限を超えないよう徹底するとともに、確実に基準値を下回るように配慮すること。

(動物・植物・生態系)

- (1) 現道の設置及び供用による生態系への影響については、現道の設置により創出された法面による影響や、既存の文献で確認されているが今回の調査では確認されなかった生物種への影響を、更には現道設置後の植生の回復過程も含めより具体的に検証し、その内容を評価書に記載すること。

なお、検証が困難又は不確実な部分については、事後調査の中でこの事業による影響を検証することにより、明らかにすること。

- (2) 予測及び評価の対象とする生息地や種の選定理由については、調査で確認されているカワセミの生息地及びノスリ並びにニホンアカガエル以外の両生類を予測対象としない理由を含め、より明確に評価書に記述すること。

なお、評価書の記述に当たっては、生態系の結果と動物及び植物それぞれの結果との関係が、より明確になるよう工夫すること。

- (3) 動物、植物及び生態系に関する環境保全措置については、事業により消失する希少種の移植やそれらの移植先とするビオトープの創出等、新たに追加検討し、事業による影響を可能な限り低減すること。

(景観)

春日パーキングエリア内に設置する建物等の施設計画について、構造物の高さ等を決定するに当たっては、事業実施区域周辺の山稜等の描くスカイラインを切断することのないよう、周辺の景観との調和に努めること。

(温室効果ガス等)

「宮城県環境基本計画」において地域からの地球温暖化対策の推進を重点プログラムの一つとして位置付けているように、本県において地球温暖化対策は重要な課題となっている。「気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第4次評価報告書」において、地球温暖化についての自然科学的根拠が明確に示されたことから、事業の実施に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量について可能な限り把握するとともに、温室効果ガス排出の低減に配慮すること。